② 本工事は、工事の契約締結後においても施工方法等の提案を受け付けることを可能とする「契約後ＶＥ方式」の対象事業である。

③ 本工事は、「総価契約・入札単価合意方式」の対象事業である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、「日本橋区間地下化事業における総価契約・入札単価合意方式実施要領」に基づき、実施設計完了後受発注者間の協議により、総価契約前にあらかじめ指定した工種に対し、最終詳細工事費内訳書の算出根拠となる施工条件（以下「見積条件」という。）を合意し、工事契約後に提出される請負代金内訳書に記載された単価を個別合意単価とするものである。

④ 本工事は、共同企業体を結成し競争参加をする場合、複数の工事種別にまたがる有益な技術提案を受け付けるために、互いに異なる工事種別の競争参加資格を有する企業によって結成される共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）による参加を認める事業である。

⑤ 技術提案の範囲は、以下のとおりとする。
・工事目的物及び仮設構造物並びに施工法

⑥ 本工事は、競争参加確認申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては８⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式１）を提出するものとする。

⑦ 本工事は、主任技術者又は監理技術者、設計管理技術者、設計担当技術者及び設計照査技術者の途中交代を認める工事である。

⑧ 本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日交替制モデル工事（発注者指定方式）である。

⑨ 本工事は、「日本橋区間地下化事業におけるＣＩＭ活用実施要領」に基づき、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）モデルの活用による建設生産システムの生産性向上及び高度化を図ることを目的とするＣＩＭ対象工事である。

⑩ 本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。受注者は、技術提案の一項目としてＩＣＴ活用施工に関する提案を行い、ＩＣＴ活用施工を行うことができる。

浚渫工（バックホウ浚渫船）においてＩＣＴ活用施工を行う場合は、１）に示すＩＣＴ建設機械を用いた施工を行い、ＩＣＴを用いた３次元出来形管理等の施工管理を実施し、それらで得られた３次元データを納品すること。

なお、ＩＣＴの活用にかかる費用については、技術提案に係る直接工事費に計上すること。

１）ＩＣＴ建設機械
・３次元ＭＣ又は３次元ＭＧバックホウ
なお、ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

⑪ 本工事は、受注者の希望により建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）を活用する対象工事である。

２ 競争参加資格

⑴ 首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定（競争参加不適格者）に該当しない者であること。

⑵ 下記の「①土木工事を施工する者」及び「②鋼橋工事を施工する者」のうち、該当する要件を全て満たす単体又は該当する要件を全て満たす者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）若しくは異工種ＪＶであること。

特定ＪＶの構成員の総数は最大３者とすること。

異工種ＪＶの構成については、「土木工事」「鋼橋工事」とし、各工事種別を担当する構成員は「土木工事」においては、最小１者、最大３者、「鋼橋工事」においては、最小１者、最大２者とすること。構成員の総数は最小２者、最大５者とすること。

なお、特定ＪＶ及び異工種ＪＶの構成員のうち１者が複数の種別の工事を実施すること、また、複数の構成員で工事を分担することは差し支えない。

① 土木工事を施工する者

ⅰ）首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る2021・2022年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る2021・2022年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。ただし、特定ＪＶ及び異工種ＪＶの構成にあたって、土木工事を施工する者のうち、当該点数が2,000点以上の者は１者までとする。

ⅱ）平成19年度以降に、以下に掲げる工事の実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての完工実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

ア 単体又は特定ＪＶの代表者若しくは異工種ＪＶの構成員のうち少なくとも１者は、以下に掲げる要件を全て満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。
・床付け深さ15m以上かつ内空幅10m以上の開削工法で構築された道路又は鉄道トンネルの施工
・非開削工法（山岳部におけるＮＡＴＭ、シールド、推進工を除く）で構築された道路又は鉄道トンネルの施工

イ 特定ＪＶの代表者以外の構成員及び上記アの実績を有しない異工種ＪＶの構成員については、以下に掲げる要件のうち、いずれか１つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。
・床付け深さ15m以上かつ内空幅10m以上の開削工法で構築された道路又は鉄道トンネルの施工
・非開削工法（山岳部におけるＮＡＴＭ、シールド、推進工を除く）で構築された道路又は鉄道トンネルの施工

② 鋼橋工事を施工する者

ⅰ）首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る2021・2022年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,150点以上であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る2021・2022年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上であること。ただし、特定ＪＶ及び異工種ＪＶの構成にあたって、鋼橋工事を施工する者のうち、当該点数が1,700点以上の者は１者までとする。

ⅱ）平成19年度以降に、以下に掲げる工事の実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

ア 単体又は特定ＪＶの構成員若しくは異工種ＪＶの構成員は、以下に掲げる要件を満たす工事を完工した実績を有すること。
・道路橋（歩道橋を除く）における鋼製橋脚又は鋼上部工の架設